

平成25年9月26日

保護者の皆様へ

愛知県立西尾東高等学校

登下校の安全を図るための対応の一部変更について（お知らせ）

平成25年8月30日より、「特別警報」の運用が開始されました。それに伴い、西尾東高校では、登下校の安全を図るための対応の一部を変更し、下記の通りとします。

記

非常災害時の授業規定

1 台風時の授業規定

- (1) 始業時刻（8時35分）より2時間以前に暴風警報が解除された時には、平常通り授業を実施する。
- (2) 始業時刻後2時間を過ぎてから午前11時までに暴風警報が解除された場合には、解除後2時間を経てから授業を開始する。
- (3) 午前11時を過ぎて後、暴風警報が解除されたか、又は引き続き解除されない場合は、当日の授業は実施しない。
- (4) 上記（1）～（3）までの規定は、暴風警報が西三河南部のいずれかの市町に発表された場合に適用する。

ここで、西三河南部とは、岡崎市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、幸田町を指す。

また、西三河南部に暴風警報が発表されていないときも、西三河南部以外が居住地（蒲郡市等）の生徒は、その地区に暴風警報が発表されている場合には、上記に準じて登校しない。

2 特別警報発表時の授業規定

名古屋気象台から、警報の発表基準をはるかに超える異常な現象が予想され、重大な災害がおこるおそれが著しく大きい場合に、特別警報が発表される。

- (1) 登校以前に暴風特別警報又は大雨特別警報が発表された場合、当日の授業は実施しない。暴風特別警報又は大雨特別警報がその日のうちに解除されても、当日の授業は実施しない。
- (2) 登校後に暴風特別警報又は大雨特別警報が発表された場合、即刻授業は中止され、生徒は安全確保が確認された後に下校する。（不通になった交通機関の再開、保護者の迎え等の確認ができるまでは、学校で待機することがある。）